

広島県告示第九百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十四年十二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

弁財天加計線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字加計字上調子五二三 番一地从ら 山県郡安芸太田町大字加計字上調子五二三 番七地先まで		五・〇〇 五・五〇	二四・三〇	二四・三〇	
	新	一一・五〇 一二・五〇			